

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

| | | | |
|-------------|---|---|-------|
| No | 16 | 府省庁名 | 農林水産省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他() | | |
| 要望項目名 | 中核的地方卸売市場に係る課税標準の特例措置の延長 | | |
| 要望内容(概要) | <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>地方卸売市場は、地域における生鮮食料品等の流通拠点として重要な役割を果たしているが、産地の大型化、市場外流通の拡大等により、集荷力が低下。</p> <p>このため、以下の措置により、他市場との連携に取り組む中核的地方卸売市場又は市場合併により中核的地方卸売市場となる地方卸売市場に対して税制上の支援を講じ、卸売市場の集荷力の向上、産地の安定的な出荷先の確保及び流通コストの削減等を促進することが重要。</p> <p>①中核的地方卸売市場（取扱金額100億円以上又は卸売場面積5,000㎡以上）が他の市場と連携して食品流通構造改善促進法に基づく卸売市場機能高度化事業を実施する場合</p> <p>②卸売市場機能高度化事業を実施する地域の拠点となる地方卸売市場（取扱金額50億円以上又は卸売場面積3,000㎡以上）が、連携する他の卸売市場と合併し、合併後の市場の規模が中核的地方卸売市場（取扱金額100億円以上又は卸売場面積5,000㎡以上）と同等となる場合</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>当該卸売市場における業務用の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準について、5年度分に限り、本来の価格の2/3の額。</p> | | |
| 関係条文 | 地法附第15条第23項、地令附第11条第32項、地則附第6条第54項、第55項、第56項及び第57項 | | |
| 要望理由 | 地方卸売市場については、第8次卸売市場整備基本方針において、他市場との統合や連携の主体となる「地域拠点市場」を定め、地域における集荷力強化や流通コストの削減等を図ることとし、都道府県はこれを受けて都道府県卸売市場整備計画を定め、地方卸売市場の再編を進めているところであり、また、食料供給コスト縮減アクションプランにおいても卸売市場の再編合理化を進めることとしており、こうした地方卸売市場の再編統合を計画的に進めるために、市場の機能高度化・活性化を図る取組に対して、税制上の支援措置を講じることが必要である。 | | |
| 減収見込額 | (初年度) - (10) (平年度) - (20) (単位:百万円) | | |
| 地方税以外の措置 | 既存 | <p>・国税</p> <p>買換資産の課税の特例措置</p> <p>登録免許税の軽減措置</p> | |
| | 22年度の要望 | <p>・国税</p> <p>・融資、補助金その他</p> <p>融資：食品流通改善資金（日本政策金融公庫）</p> <p>交付金：強い農業づくり交付金</p> | |
| 過去の要望経緯 | <p>平成12年度 創設</p> <p>平成14年度 延長及び拡充要望（対象市場の規模要件の緩和）</p> <p>平成15年度 拡充要望（同上）</p> <p>平成16年度 延長及び拡充要望（合併要件の追加）</p> <p>平成18年度 延長要望</p> <p>平成20年度 延長要望</p> | | |
| 本要望に対応する縮減案 | | | |